

第 24 号様式 (第 61 条関係)

(表)

<p>第 号</p> <p>所 属 氏 名 生年月日</p> <p>大分県環境影響評価条例第 3 6 条 第 4 項の規定による身分証明書</p> <p>年 月 日</p> <p>大 分 県 知 事</p>	<p>写</p> <p>真</p> <p>最近 6 か月以 内撮影のもの</p>
---	--

(裏)

この証を携帯する者は、大分県環境影響評価条例第 3 6 条第 1 項の規定による立入り調査を行うものである。

大分県環境影響評価条例抜粋

(報告及び立入調査)

第 3 6 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、対象事業の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその指定する職員に、事業者等の事務所若しくは対象事業が実施されている区域に立ち入り、対象事業の実施状況を検査させ、若しくは対象事業に係る環境影響を調査させることができる。

2 知事は、前項の報告を受け、又は検査若しくは調査をさせた場合には、その内容又は結果を検討し、環境の保全について更に適正に配慮する必要があると認めるときは、事業者等に対し、必要な措置を講ずることを求め、その結果について報告させることができる。

3 知事は、前項の規定により必要な措置を求めるに当たって、必要があると認めるときは、技術審査会の意見を聴くことができる。

4 第 1 項の規定により検査又は調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。